換地処分......

(農村整備課) ... (経営支援課)

六

:

껃

選挙管理委員会

事

局 :

同同務

:

· :

大規模小売店舗の変更の届出......

青森県褒賞規則により褒賞された者!

(総務学事課) ...

振市

興町

課村

:

껃

告

示

目

次

町区域の変更.

公

告

人事委員会規則七 三九

(初任給、

昇格、

昇給等の基準)

(職

員

課

:

ハ

人事委員会

第二千八百七十号

十二月十四日

平成十九年

り次のとおり褒賞を行ったので、

青森県褒賞規則

(昭和三十三年二月青森県規則第十五号) 第二条第一項の規定によ 同規則第十一条の規定により告示する。

青森県告示第八百五十二号

(毎週月・水・金曜日発行)

平成十九年十二月十四日

平成十九年十一月二十六日に行った褒賞

青森県知事

Ξ

村

申

吾

多年婦人子供服仕立ての業務に従事して技術の向上に励み、 尾ぉ 張り

つ

ま

努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。 また後進の指導育成に

ど、業務に精励し、まことに他の模範であります。 多年西洋料理の業務に従事して技術の向上に励み、 また後進の指導育成に努めるな

笹à

原島

留め

信点

多年町議の職にあって、公共の福祉の向上に尽くし、地方自治の振興発展に貢献し 熊ま 野の 清법 市な

た功績まことに顕著であります。

村覧 祭れ

多年町代表監査員として、監査制度の適正な運営及びその実施に努めるなど、地方

川か

自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

鶴る 谷∜ 宗き ー;

の訓育に尽くし、教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。 多年村教育委員会委員長等として教育環境の整備充実に努めるとともに、 児童生徒

庭ば

櫻성 t つ 子=

功績まことに顕著であります。 多年私立専門学校長等として、生徒等の訓育に尽くし、教育の振興発展に貢献した

原智 昌さ

藤心

に努め、社会教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。 多年子ども会の指導運営に尽くし、また関係団体の要職にあって、児童の健全育成

示

の一部を改正する規則......

政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出

同 同

:

<u></u>

. :

七

政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届 政治資金規正法による政治団体の解散の届出..... 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出... 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表......

櫻성 庭ば 久th

鶴 峰

化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。 多年書道関係団体の要職にあって、書道の普及と後進の指導育成に努めるなど、 文

故 山豊 本を ム ッ

中 村 芝 福

など、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。 多年日本舞踊関係団体の要職にあって、日本舞踊の普及と後進の指導育成に努める

青森県立三沢商業

高等学校ワープロ部

誉と誇りをもたらした功績まことに顕著であります。 年度及び十九年度と連続して優勝する等商業教育活動の向上発展に貢献し、 平成元年創部以来研鑽を重ね、全国高等学校ワープロ競技大会において、 郷土に名 平成十八

杉ぎ 本を 明き 子=

献した功績まことに顕著であります。 多年保育所所長として児童の保護育成に尽くし、 社会福祉の向上、 民生の安定に貢

野の 京意

平点

努め、 多年家庭及び地域社会における児童の健全育成を推進し、地域児童の福祉の向上に また関係団体の要職にあって、社会福祉の向上に貢献した功績まことに顕著で

あります。

江ネ 利均 山黄 良も 樹き

績まことに顕著であります。 多年保護司として罪を犯した人の改善更生に尽くし、 地域社会の浄化に貢献した功

齋さ 藤ら \exists

シ

民

生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。 多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、 社会福祉の向上、

舘を 田だ 德 治じ

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、 民

生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

福さ 土し 悦さ

郎き

生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。 多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、 社会福祉の向上、 民

三升 浦言 康克 平心

生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。 多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、 社会福祉の向上、 民

石り 橋ば 悦さ 治じ

献した功績まことに顕著であります 多年学校歯科医として児童生徒の保健管理に尽くし、 学校保健衛生の向上発展に貢

山ま 谷や 敏と 男ぉ

た功績まことに顕著であります。 多年学校医として児童生徒の保健管理に尽くし、学校保健衛生の向上発展に貢献し

中なか 美洲 久〈 里り

多年商工関係団体の要職にあって、業界の運営指導と活性化に努めるなど、 産業経

済の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります

養鶏業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。 多年養鶏関係団体の要職にあって、 県産鶏卵の品質向上と消費拡大に努めるなど、

石り

澤だ

善が

成だ

奥さ 村覧

葡萄

るなど、 多年農村整備建設関係団体の要職にあって、 農村整備建設業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。 経営の合理化と施工技術の向上に努め

七岁 良なが

齋さ

著であります。 努めりんごの品質向上を図るなど、りんご産業の振興発展に貢献した功績まことに顕 多年りんご関係団体の要職にあって、地域ぐるみによる病害虫防除作業の効率化に

川か 大だ 作さ

古る

۲ 多年宅地建物取引業関係団体の要職にあって、業界の運営指導と活性化に努めるな 宅地建物取引業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

奈な 恭き 助詩

指導育成に貢献した功績まことに顕著であります。 多年納税貯蓄組合組合長等の要職にあって、 納税思想の普及高揚並びに関連組合の

小り 形だ 正き 儀の

に貢献した功績まことに顕著であります。 多年消防団副団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、 公益と民生の安定

正ま 徳の

櫻ć 田だ

貢献した功績まことに顕著であります 多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、 公益と民生の安定に

野の 恭に ±0

に貢献した功績まことに顕著であります。 多年消防団副団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定

龍き

長は 谷t 川_わが 光さ 治は

貢献した功績まことに顕著であります。 多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、 公益と民生の安定に

青

古る 家₺ 久^{きゅう}いち 郎る

貢献した功績まことに顕著であります。 多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、 公益と民生の安定に

聞か

亘た

貢献した功績まことに顕著であります。 多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、 横齿 公益と民生の安定に

菅が 原り 敬け <u>--</u>い

多年統計調査員として統計調査業務に精励するとともに、統計思想の普及高揚に尽 統計の発達に貢献した功績まことに顕著であります。

く し

 \equiv 浦言 順品 平心

> くし、統計の発達に貢献した功績まことに顕著であります。 多年統計調査員として統計調査業務に精励するとともに、統計思想の普及高揚に尽

又また 喜き 代ょ

志し

の抑止に貢献した功績まことに顕著であります。 多年交通安全関係団体の要職にあって、 交通安全思想の普及高揚に努め、 交通事故

弘前市豊田児童センター 輪車クラブ

した功績まことに顕著であります。 び国際一輪車競技大会において数多くの優勝を遂げる等、郷土に名誉と誇りをもたら 昭和六十三年全日本一輪車競技大会でのグループ演技部門総合優勝以来、 同大会及

木き 村覧 笑き 子=

る等、わが国一輪車競技の躍進と体育の振興発展に寄与した功績まことに顕著であり 大会及び国際大会において幾度も優勝に導くとともに、一輪車スポー ツの普及に努め 多年弘前市豊田児童センター 一輪車クラブ監督として、卓越した指導をもって全国

坂が 本を 襟は

リング競技の躍進と体育の振興発展に寄与した功績まことに顕著であります。 平成十八年世界女子レスリング選手権大会において上位入賞するなど、わが国レス

坂が 真♯ 喜ŧ 子=

リング競技の躍進と体育の振興発展に寄与した功績まことに顕著であります。 平成十七年世界女子レスリング選手権大会において上位入賞するなど、わが国レス

山豊 峰ね 子章

秋き

功績まことに顕著であります 多年点訳奉仕者として視覚障害者への点訳奉仕を続け、 社会福祉の向上に貢献した

財団法人 大ぉ 坂☆ 会計

機材を寄贈し、教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。 平成元年から平成十八年にかけ、青森市内の小・中学校に対して教育用品: 教育用

 \equiv 上数 忠ちゅう 孝る

て多額の私財を寄附し、芸術文化の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。平成十七年から平成十八年にかけ、五所川原市に対して市立美術館建設資金等とし

株式会社 ヤーマーイ

寄附し、教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。 平成十九年五月、青森市に対してヒストリーサークル整備費等として多額の私財を

青森県告示第八百五十三号

同条第二項の規定により告示する。 所川原市長から五所川原市の町の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、五

右の町の区域の変更は、平成十九年十二月十五日からその効力を生ずるものとする。

平成十九年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

五所川原市

森

青

水路である公有地の全部を相内岩井に編入する。四の一部、一九の一の一部、一二二の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、四内赤坂一〇の一の一部、一二の一の一部、一三の一の一部、一三の二の一部、一

の水路である国有地の一部を相内赤坂に編入する。内桂川の水路である国有地の一部、相内桂川一四八、一五二、一五四、二七八の地先の水路である国有地の一部、相内赤坂三三、三五、四三の一、四三の三に隣接する相内岩井相内桂川九二の一部、九三の一の一部並びに相内赤坂一〇の一に隣接する相内岩井

域に隣接介在する道路、水路である国有地、公有地の一部並びに相内桂川一三八、一 三 の |||一の一、三五五の一、三五六、三六四の二、三六五の一、三六五の三、三六六の から五二までの各一部、 九四の一〇七の一部、二九四の一一一の一部、二九四の一二九の一部及びこれらの区 一、三七三、三七四の一、三八〇、太田山の井二九四の一三から二九四の一六までの 相内赤坂一、三〇、 一部、二九四の三三の一部、二九四の三八の一部、二九四の一〇二の一部、二 二九四の二一の一部、二九四の二九の一部、二九四の三〇の一部、二九四の 三の一部 一〇五の四九、一〇五の五〇、相内露草九四の六、 三三の一部、三五の一部、 四八の一の 九五の一、 部 五〇

七、一三八の地先の相内赤坂の水路である国有地の全部を相内桂川に編入する。三九、二五四に隣接する相内赤坂の水路である国有地の全部、相内桂川一二二、一三

田山の井の水路である国有地の一部を相内露草に編入する。る国有地の一部並びに相内露草三三二、三四七、三九○から三九四までに隣接する太部、二九四の二九の一部、二九四の三○の一部及びこれらの区域に隣接する水路であ相内桂川二六一の一部、二六二の三の一部、二六三、太田山の井二九四の一六の一

全部を太田山の井に編入する。ある公有地の全部並びに太田太田山一の六六、三四五に隣接する水路である公有地のの一部、太田太田山一の六七、一の一二八及びこれらの区域に隣接する道路、水路で相内桂川一九一の一部、一九二の一部、一九四の一部、一九五の一部、二六二の二

公

늨

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による大規

平成十九年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 北津軽郡板柳町大字灰沼字東二六五の一外

イオンタウン板柳ショッピングセンター

- || 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 1 マックスバリュ東北株式会社
- 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五
- 代表取締役 反田悦生
- 2 株式会社しまむら

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九の四

3 株式会社コメリ 新潟県新潟市南区清水四五〇一の一 代表取締役 野中正人

変更しようとする事項 代表取締役 捧雄一郎

Ξ

	るに営設舗小大 事関方のの売規 項す法運施店模			項す置談 るにの 事関配	設舗小大 の売規 己施店模	舗 重 積 長	区
できる時間帯来客が駐車場を	刻 時を に 大 規 刻 時 を に お 刻 所 を に お り 刻 及 る 者 小 元 の 別 の 開 所 店 店 店 店 店 店 話	容量の位置及び廃棄物等の保管	位置及び面積荷さばき施設の	び収容台数駐輪場の位置及	び収容台数駐車場の位置及	の合計の合計の合計	分
棟前駐車場 ダイソー 棟・ツルハマックスバリュ棟・	閉開株株二十四時 開開株株式会社 時刻 ヤボ かい 年前十十後 九時 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	五九・一四立方メー	二八六平方メートル	100台	二〇七台	トルニ、六六六平方メー	変更前
棟前駐車場 マックスバリュ棟・	閉店時時 開店時時刻 中前 時期 時時 時期 時期 時期 時期 時期 時期 時期 時期 時期 時期 時 時 時 り 初 一 年 前 り 一 年 前 り 一 年 前 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	書添付図面のとおり) 書添付図面のとおり) 小一・五七立方メー	付図面のとおり) (位置は、届出書添	おり) 一六○台 (位置は、	おり) 届出書添付図面のと 日本書添付図面のと	トル 五、六五二平方メー	変更後
						三平 · 成 · 六 五	年変月 日更

兀 届出年月日

平成十九年十二月四日

五 届出書及び添付書類の縦覧

2

場 所 青森県商工労働部経営支援課及び板柳町役場

3 時間

期間 平成十九年十二月十四日から平成二十年四月十四日まで

意見書の提出

六

ただし、板柳町役場にあっては、その執務時間内とする。

午前八時三十分から午後五時十五分まで

提出期限

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

平成二十年四月十四日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3

記載事項

* * * * *	71° O Ft	
きる時間帯を行うことができるいて荷さばき	び位置の出入口の数及駐車場の自動車	
時まで 年前六時から午後九年 からりの はんりょう はんりょう はんりょう はんしょう マックスバリュ棟・マックスバリュ棟・	四か所	二十四時間
二十四時間二十四時間はまむら棟しまむら束しまむら束しまむられでックスバリュ棟・ツルハ	り) 出書添付図面のとお 出書添付図面のとお	変更なし ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

- □ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 □ 意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所
- 三 意見及びその理由

4 言 語

意見書は、日本語により記載すること。

換地処分

る同法第五十四条第四項の規定により公告する。相内地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用す土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十九条の二第九項の規定により、

平成十九年十二月十四日

青森県知事 三 村 申

吾

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第百十号

のとおり告示する。 団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により政治政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第六条第一項の規定により政治

平成十九年十二月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能

人

政党以外の政治団体

援会中野渡のりこ後	政治団体の名称
川村尚史	氏代 表 名者
藤井真希	者会計責 名任
十和田市西四番町二の七	主たる事務所の所在地
元 平 一・ 一・ ハ	年届 月 日出
	会 川村尚史 藤井真希 十和田市西四番町二の七野渡のりこ後

髙山浩司後援会
中 川 一原 義
髙山良雄
地蔵平一の四一八三戸郡五戸町大字豊間内字
本 ・ 六

青森県選挙管理委員会告示第百十一号

り告示する。 団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項後段の規定によ政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第七条の規定により、次の政治

平成十九年十二月十四日

青林県選挙等管理委員会委員長

Ш

村

能

人

る選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部一以上の市町村の区域又は公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十二条に規定す

四丁目六の三一戸郡階上町蒼前
二の七十和田市西四番町

政党以外の政治団体

みことの会	名 政治団体の 称
所の所 の所 在 勝	異動事項
二の七十和田市西四番町	新
町三四十和田市西十四番	旧
元平二成一六	年届 月 日出

青絑県選挙管理委員会告示第百十二号

次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、

平成十九年十二月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

る選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部 - 以上の市町村の区域又は公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第十二条に規定す

自由民主党青森県八戸市第二支部	政治団体の名
ПР	称
平成元:10:10	解散年月日
平成元二、八	届出年月日

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
鈴木重令西部後援会	平成六一・一	平成元・二・七
長根和夫と歩む会	九・ ①・ 八	一九• 二• 八
山口昭弘後援会	九• 0•三	一九• 一]• 九
山口昭弘政治研究会	九・ ①・三	九• • 九
小林きみ子後援会	九・ ・ 六	九・ ・ 六
神英博後援会	九・ ・	一九十一十二二
竹原良徳政策研究会	一九・一一・二五	一九・一一・三〇

青森県選挙管理委員会告示第百十三号

より告示する。 金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十九条第三項の規定による資

平成十九年十二月十四日

丰月米林 倡示選送 学学官 理生 天女 冒貝 公 天女 昌貝 巨文

Ш

村

能

人

員(衆議院議院議子	(公職の種類)
みことの会	体 の 名 理団 和団
在務主 地所た のる 所事	異動事項
番町二の七四	新
四十 番町田市 四十	Ш
元平 一成 一·	年届 月 日出

青森県選挙管理委員会告示第百十四号

り告示する。 金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定によ 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十九条第三項の規定による資

平成十九年十二月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

ᆸᅟᆡ	
5) (青森市議会 田弘	(公職の種類届出者の氏名
	<u> </u>
究会山口昭弘政治研	名のでは、おります。
山口昭弘	氏代 表 名者
川四三青森市大字小橋字田	所 在 地主たる事務所の
元 平 二成 ・	年届 月 日出
	川四三青森市大字小橋字田

32

39

委 員

ここに公布する。 人事委員会規則七 三九 (初任給、昇格、昇給等の基準) の一部を改正する規則を

平成十九年十二月十四日

青森県人事委員会委員長 佐 Þ 木 忠

33

37

に改

51

を

30

31

則 人事委員会規則七 (初任給、 昇格、昇給等の基準) の 一部を改正する規

する。 人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、 昇給等の基準)の一部を次のように改正

青

42

を

森

県

報

別表第七の海事職給料表昇格時号給対応表中

附 則

を

に改める。

別表第七の医療職給料表□昇格時号給対応表中

42

月一日から適用する。 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則七 三九の規定は、平成十九年四

32

33

37

青森市長島一丁目一 (発行所・発行人) 番 県号 東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所·販売人)

定価小口一枚二付十五円一 毎週月・水・金曜日発行

銭